

別紙

表示内容例

該当条項	商品	表示内容	問題点
景品表示法第4条第1項第2号 (有利誤認)	家庭用蓄電池	当店通常価格：198,000円(税込) 価格：59,800円(税込)	通常販売している価格より安い価格を強調しているが、198,000円で販売した実績はなく、販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	非常用電源バッテリー	希望小売価格9,800円(税込) 特価4,743円(税込4,980円)	メーカー等によりあらかじめ設定・公表されている希望小売価格があると思わせる表示であるが、希望小売価格の根拠は確認できず、特価を強調して販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	ガソリン携行缶	通常価格7,980円 →特別価格2,480円(税込)	通常販売している価格より安い特別価格を強調しているが、7,980円で販売した実績はなく、販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	LED電球	メーカー希望小売価格 1個4,980円 → 2,980円	メーカー希望小売価格より安い旨を強調しているが、実際はプライベートブランド商品のため、メーカーによりあらかじめ設定・公表されているとはいえない価格であり、販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	手回し充電式ラジオ	今だけ51%OFF!	期間限定の割引を強調しているが、少なくとも3か月間継続して表示されており、期間限定の割引とは認められないものであった。
	冷却ジェル入りマット	本日より5日間限り	5日間みの販売を強調しているが、その後も断続的にはあるが一定期間販売しており、期間限定販売とは認められないものであった。
景品表示法第4条第1項第1号 (優良誤認)	冷却ジェル入りマット	・ただ敷くだけ！この夏はクーラー要らず！ ・熱帯夜も朝までぐっすり眠れます	冷却効果について根拠が明確でなく、商品の利用による効果を過大に印象付けるおそれがあった。
		体温以下を6時間キープ!	人間による実際の使用実験で得られたデータではなく、冷却効果について過大に印象付けるおそれがあった。

※ 上記は、今回行政指導の対象とした表示内容について、わかりやすく表記し、例示したものである。